

畜舎特例法 Q & A (令和4年3月4日時点)
(未定稿)

- 1 畜舎特例法はなぜ制定されたのですか。
- 2 建築基準法の基準を緩和すれば良かったのではないですか。
- 3 犬や猫等のペットを飼養する施設も対象になりますか。
- 4 競走馬や乗用馬の厩舎は対象になりますか。また、子馬の生産を行う軽種馬経営の厩舎は対象になりますか。
- 5 耕種農家が所有する堆肥舎は対象になりますか。
- 6 農業用機械や飼料・敷料の保管庫は畜産業のための施設なので畜舎特例法の対象とすべきではないですか。
- 7 家畜排せつ物法などに違反している場合、畜舎特例法を活用して畜舎等を建築することができないのですか。
- 8 特例畜舎等の上限面積である3,000㎡を引き上げないのですか。
- 9 省令第19条で畜舎の間を渡り廊下でつないで3,000㎡を超えることができるようになりますが、つながれた畜舎それぞれの床面積が3,000㎡以下の場合は、3,000㎡以下の特例畜舎等として技術基準の審査等が不要となるのでしょうか。
- 10 A構造畜舎等の構造方法を選択するメリットは何ですか。
- 11 B構造畜舎等の緩和の内容は何ですか。
- 12 B構造畜舎等の構造方法は安全性が確保されているのですか。
- 13 海外の部材を使えるようにすると聞いていますが、どのような手続により使うことができるようになるのですか。
- 14 畜舎特例法で畜舎を建築すると建築基準法で建築するよりどれだけコストが削減できるのですか。
- 15 集団規定(建蔽率、接道等)の基準は緩和されないのですか。
- 16 B構造畜舎等の利用基準である畜舎内の滞在時間は少しでも超えると違反になるのですか。
- 17 滞在時間の制限があるため、家畜の飼養管理に時間をかけられなくなりますが、どのように対応したらいいですか。
- 18 夜10時から朝4時までの間に、分娩介助で待っている際、睡眠をしたら違反になるのですか。

- 19 家畜防疫の観点から豚や鶏などは閉鎖型の畜舎が多いですが、避難経路の確保などにどのように対応したらいいですか。
- 20 避難訓練や消火訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存するとはどのように行えばいいのですか。
- 21 従業員がいる場合、B構造畜舎等の利用に際して留意すべき事がありますか。
- 22 畜舎建築利用計画の申請はどのように行えばいいですか。
- 23 既存の畜舎が畜舎特例法の適用を受けることはできますか。また、既存の農場の中に畜舎特例法に基づいて新たに畜舎を建築する場合に気をつけるべき事がありますか。
- 24 工事の完了届出はどのように行えばいいですか。
- 25 5年に1回の定期報告は何をすればいいのですか。
- 26 畜舎の認定を受けましたが、畜産をやめる場合はどうすればいいですか。
- 27 畜舎特例法に基づく畜舎等の建築について、どこに相談すればよいですか。
- 28 畜舎特例法の基準を今後、さらに緩和することはしないのですか。
- 29 畜産クラスター事業など国の補助事業で畜舎特例法の基準を活用することができますか。
- 30 消火器などの消防用設備の設置基準については、緩和されないのですか。

問1 畜舎特例法はなぜ制定されたのですか。

答)

- 1 畜産業については、輸出も含め拡大が見込まれる国内外の需要に応える供給を実現するため、省力化機械の導入による生産性の向上や経営規模の拡大による効率化等の生産基盤の強化に取り組む必要があります。
- 2 畜産業には畜舎等は必須の施設であり、省力化機械を導入したり、経営規模を拡大したりする場合には畜舎を新築又は増改築する必要がありますが、近年、建築資材や工賃単価が高騰し、畜舎等の建築費用が増加していることから、畜舎等の建築基準を緩和してほしいという要望が農家から上がってきていました。
- 3 このような状況を踏まえ、規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、「農林水産省は、国土交通省と連携して、令和3年上期までに畜舎等を建築基準法の適用対象から除外するための法律案を整備する」とされ、令和3年の通常国会に畜舎特例法案を提出し、同年5月に成立・公布されたところです。
- 4 畜舎特例法により、畜舎等の建築に係る畜産農家の負担を軽減し、我が国の畜産業の国際競争力強化等を図ってまいりたいと考えています。

問2 建築基準法の基準を緩和すれば良かったのではないですか。

答)

- 1 建築基準法は、ほぼ全ての建築物に対して一般的かつ包括的な規制を設けるものであり、建築後の利用方法についての規制は設けていません。一方、畜舎特例法においては、畜舎の利用方法を規制する手法を用いることにより、人命の安全について必ず守るという建築基準法の理念を守りつつ、現行建築基準法の構造等の基準より緩和された基準を適用することを許容するものです。
- 2 建築基準法には存在しない利用基準等を定め、計画を認定する仕組みを新たに設けることにより初めて基準の緩和ができることとなるため、建築基準法の中にこうした仕組みを設けるのではなく、新法として別途措置することのほうが合理的であると考え、新たに畜舎特例法を制定することとしたものです。

問3 犬や猫等のペットを飼養する施設も対象になりますか。

答)

- 1 畜舎特例法は、畜産業の国際競争力の強化や畜産業の振興を目的に作られたものであることから、畜産物の生産・供給に供される家畜を飼養する畜舎が対象となります。
- 2 したがって、畜産物の生産・供給に供されない犬や猫等の愛玩動物、狩猟鳥獣、実験動物、展示用動物、競走用動物等を飼養する施設は対象になりません。

問4 競走馬や乗用馬の厩舎は対象になりますか。また、子馬の生産を行う軽種馬経営の厩舎は対象になりますか。

答)

- 1 競走馬や乗用馬は畜産物の生産・供給に供される家畜に当たらないことから、それを飼養する厩舎も本法の対象とはなりません。
- 2 一方、用途が定まっていない子馬の生産を行う軽種馬経営の厩舎は、畜産物の生産・供給に供される家畜の飼養に当たるものとし、畜舎特例法の対象になり得るものと考えています。

問5 耕種農家が所有する堆肥舎は対象になりますか。

答)

畜舎特例法において、申請者が畜産農家でなければならないという規定はありませんが、畜舎特例法における堆肥舎は、畜産農家の畜舎から発生する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設が対象であることから、市町村や団体の所有する堆肥センターを除き、畜産農家以外の者が所有・利用する堆肥舎は対象にならないものと考えています。

問6 農業用機械や飼料・敷料の保管庫は畜産業のための施設なので、畜舎特例法の対象とすべきではないですか。

答)

1 畜舎特例法の対象とする畜舎等は、

- ① 平家であり、シンプルな構造であること等の構造上の特徴を有するとともに、
 - ② 畜舎や堆肥舎はそれ以外の用途に容易に変更されにくい建物であり、
 - ③ 家畜伝染病予防法上、畜舎を含む区域は衛生管理区域として必要のない者が立ち入らないよう措置を講ずることとされている
- ことを前提として、畜舎等の利用方法等に一定の基準を設けることが可能であることから、建築基準法の特例が認められたものです。

2 一方、保管庫については、

- ① 平家だけでなく、2階建て以上の建築物もあること
 - ② 保管庫に入れる農業用機械や飼料・敷料などの物品は畜産業と関係のない物品に変更することが可能であること、
 - ③ 衛生管理区域として人の立入りが制限されるものではなく、不特定多数の人の立入りが規制されていないこと
- から、新制度の対象としていません。

3 なお、畜舎の内部に付随的に設けられる機械や飼料の保管室等は畜舎等の施設として本法律の対象となります。

問7 家畜排せつ物法などに違反している場合、畜舎特例法を活用して畜舎等を建築することができないのですか。

答)

1 畜舎特例法は畜産業の振興のために措置されたものであり、家畜の飼養管理や家畜排せつ物の適正な処理を行っていない者が、さらに畜舎の建築等を行う場合、周囲の畜産農家や住民に甚大な悪影響等を与えかねないことから、家畜伝染病予防法や家畜排せつ物法等に違反し、かつ、その違反を是正する見込みがない認められる者の畜舎等（堆肥舎を除く。）については、その計画認定を行ってはならないとしています。

2 ただし、仮に家畜排せつ物法に違反をしている者だとしても、違反に対する指導等への対応状況等を考慮し、その者が違反の是正を行わない意思が明らかな場合以

外には、是正をする見込みはあるものとして認定される可能性もあります。

問8 特例畜舎等の上限面積である3,000㎡を引き上げないのですか。

答)

- 1 3,000㎡以下の床面積である特例畜舎等については、技術基準の審査等を不要としていますが、これは、
 - ① 畜舎等は平家でシンプルな構造であり、建築士が設計すれば基本的に安全性は担保されると考えられること、
 - ② 大規模な畜舎が多い酪農において、調査対象の約8割を占める畜舎等の面積が3,000㎡以下であったこと等を踏まえて設定したものです。

- 2 特例畜舎等の上限面積を3,000㎡より引き上げることについては、建築基準法において延べ面積3,000㎡を超える木造建築物等は火災時の周囲への延焼を防止する観点から、壁や柱、はりなどを耐火構造にする等の防火上厳しい措置を講ずる必要があり、畜舎特例法の畜舎であっても同様の基準を設け、その基準への適合性の審査をする必要があると考えられることから、これ以上の引き上げは適当ではないと考えています。

問9 畜舎特例法では、木造畜舎同士の間を渡り廊下でつないで3,000㎡を超えることができるようになりますが、つながれた畜舎それぞれの床面積が3,000㎡以下の場合、3,000㎡以下の特例畜舎等として技術基準の審査等が不要となるのでしょうか。

答)

- 1 畜舎特例法施行規則第19条及び第63条第7号により、木造等の畜舎については、
 - ① 畜舎を渡り廊下によって隔て、隔てられた畜舎をそれぞれ3,000㎡以内とし、
 - ② 畜舎の間に延焼防止上有効な空地（畜舎の高さだけの離隔距離）を確保し、
 - ③ 定期的な消火訓練、火を使用する設備等の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことについて記録を作成し、少なくとも1年間保存する等の場合には、床面積が3,000㎡を超えることができます。

- 2 一方、つながれた畜舎それぞれの床面積にかかわらず、1により床面積が3,000㎡を超えた場合は、特例畜舎等には該当しないこととなり、技術基準に係る申請や審査等は必要となります。

問10 建築基準法で建てるのではなく、A構造畜舎等の構造方法を選択するメリットは何ですか。

答)

- 1 A構造畜舎等は、簡易な利用基準と建築基準法の基準にほぼ準じた構造等の技術基準を組み合わせることにより、畜舎等における安全性を確保する構造です。
- 2 A構造畜舎等を選択するメリットとしては、利用基準について簡易なものを選択できることや、床面積が3,000㎡以下の特例畜舎等については技術基準の手続が不要となり、より早期に畜舎を利用できるようになることが挙げられます。

問11 B構造畜舎等の緩和の内容は何ですか。

答)

- 1 B構造畜舎等は、畜舎特例法施行規則第1条第2号において、中規模の地震動（震度5強程度）に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造方法を用いる畜舎等と定義しています。
- 2 具体的には、建築基準法では、部材の持つ強度について一定の係数を掛け、強度を低く見積もっていますが、畜舎特例法では下記①～③のとおり部材の強度をそのまま使うこと等により、必要な部材の量を削減させることとしています。
- ① 木材の短期許容応力度^{*}については、建築基準法施行令第89条第1項に定める数値の1.5倍の数値とする（建築基準法施行令第95条第1項で木材の材料強度として定める数値と同値を用いる。）。
- ② 鋼材の短期許容応力度のうち炭素鋼の構造用鋼材等について、建築基準法施行令第90条に定める数値の1.1倍の数値とする（塑性変形時の強度上昇を期待できる炭素鋼の構造用鋼材等においては建築基準法施行令第96条で材料強度とし

て定める数値の上限値と同値である基準強度の1.1倍の数値を用いる。)

- ③ コンクリートの短期許容応力度については、建築基準法施行令第91条第1項に定める数値の1.5倍の数値とする（建築基準法施行令第97条第1項で材料強度として定める数値と同値を用いる。)

※ 地震力・風圧力などの短期荷重や外力に対する許容応力度（各部材に生じる抵抗する力の限界点のこと）のこと。

- 3 一方、地震時の畜舎等内の安全性を確保するため、屋根ふき材はプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽いものとしなければならないこととしています。
- 4 なお、木材又は鋼材等については、許容応力度の数値が指定された材料の使用状況等を踏まえ、必要に応じて、主務大臣が当該材料の基準強度の数値を告示で定めるとともに、B構造畜舎等で一定程度の使用が見込まれる材料について、今後、許容応力度の数値を指定する予定としています。

問12 B構造畜舎等の構造方法は安全性が確保されているのですか。

答)

- 1 畜舎特例法は、畜舎の利用に関する利用基準と構造等に関する技術基準との組み合わせにより畜舎等の安全性が確保されるという考えに基づいており、利用基準を遵守することで、構造等に関する技術基準を建築基準法の基準よりも緩和しても利用者の安全性が担保できるものと考えています。
- 2 また、建築基準法の基準よりも緩和された構造であるB構造畜舎等については、
- ① 問11の回答にもあるとおり、あくまでも部材の材料強度と短期許容応力度を同値とするものであり、部材の持つ強度を超過して用いるわけではなく、畜舎等としての一定の強度は引き続き持ち続けていること、
- ② B構造畜舎等については、地震時の畜舎等内の安全性を確保するため、畜舎特例法施行規則第18条において、屋根ふき材はプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽いものとするものと規定していること、
- から、一定の安全性は確保されているものと考えています。

- 3 なお、ごく稀に起きるような災害により一定の影響を受けるリスクを有する構造について許容し、それでもコストを削減したい場合にB構造畜舎等が選択されるのであり、そういった畜舎の構造を許容できない場合は、建築基準法の基準に基づいて建築するか、畜舎特例法でも建築基準法の基準に準じた構造であるA構造畜舎等が選択されるものと考えています。

問 13 海外の部材を使えるようにすると聞いていますが、どのような手続により使うことができるようになるのですか。

答)

- 1 畜舎特例法では、日本のJIS規格ではない部材等で、諸外国で安全性が証明されているものは使用を認める方向で検討しています。
- 2 使用の認証等は国土交通省及び農林水産省で行うことを考えておりますので、具体的な海外の部材について使用を希望する方は、農林水産省畜産局企画課（電話：03-3502-5992）までお問い合わせください。

問 14 畜舎特例法で畜舎を建築すると建築基準法で建築するよりどれだけコストが削減できるのですか。

答)

- 1 畜舎特例法による建築コスト削減の度合いについては、既に建築基準法の基準で建築済みの畜舎の設計について、新法に基づく基準で設計し直すことにより試算しました。
すなわち、畜舎特例法に基づく基準（B基準）においては、部材の短期許容応力度を材料強度と同値とすることとしていることから、これに基づき試算をしたものです。
- 2 その結果、部材の強度の見直しにより、畜舎の構造に係る部材の使用量が鉄骨造で1割、木造で3割削減可能となり、畜舎としても構造に係る部材量について、鉄骨造畜舎は約1割、木造畜舎は約3割が削減できる事例が見られたところです。
具体的なコストについては、畜舎の建築費には、構造に係る部材以外の部材（屋

根、壁等)の費用や工事に係る人件費等の構造基準の見直しで削減することが難しい費用が含まれており、これらを含めた建築工事費全体で見ると、構造基準の見直しにより鉄骨造畜舎では1~2%が削減可能、木造畜舎では3~6%が削減可能と考えられるところです。

また、基礎について凍結深度より深く根入れしなくても良いと見直すことで、建築工事費全体の1~3%の削減となった事例が見られたところです。

3 以上のことから、合計では、

- ① 鉄骨造畜舎については建築工事費全体の2~5%
 - ② 木造畜舎については建築工事費全体の4~9%
- の削減が見込まれるとの試算結果を得ております。

問15 集団規定(建蔽率、接道等)の基準は緩和されないのですか。

答)

畜舎の利用の方法等に制限を課すことにより構造等の基準を緩和しても安全性を確保することが可能な建築基準法における単体規定とは違い、建蔽率や接道規制等の集団規定に関する基準については、都市の機能や市街地環境の確保を図る観点から、建築物全体に対して設けられる規制であり、利用の方法等を制限しても緩和できるものではないことから、集団規定の基準については緩和しないこととしています。

問16 B構造畜舎等の利用基準である畜舎内の滞在時間は少しでも超えると違反になるのですか。

答)

B構造畜舎等で利用基準として設定されている畜舎等内の滞在時間については、毎回、作業時間をストップウォッチ等で計測することなどは求めませんが、当該時間の制限を超えないよう畜舎等内で滞在・作業するようにしてください。

問17 滞在時間の制限があるため、家畜の飼養管理に時間をかけられなくなりますが、どのように対応したらいいですか。

答)

- 1 畜産経営において、家畜の飼養管理を適切に行うことは、極めて重要なことだと考えています。
- 2 B構造畜舎等に適用される滞在時間の設定に当たっては、畜産農家に滞在時間に係る調査を依頼し、その結果、全畜種の平均の畜舎等の滞在時間が1,000㎡当たり1日、8時間・人であったことから、B構造畜舎等にはその平均の時間よりも下回る水準を設定しており、そこまで過度の規制としているとは考えていません。
- 3 仮にB構造畜舎等で建築等することにより、飼養管理が適切に行う時間がなくなるということであれば、B構造畜舎等ではなく、A構造畜舎等に変更することや建築基準法の基準により畜舎等を建築することを検討してください。

問18 夜10時から朝4時までの間に、分娩介助で待っている際、睡眠をしたら違反になるのですか。

答)

家畜の分娩の開始を畜舎の中で待っている際に、意図せずに眠ってしまったような場合は、「やむを得ない場合」に該当するものとし、直ちに利用基準の違反とはならないものと考えています。

問19 家畜防疫の観点から豚や鶏などは閉鎖型の畜舎が多いですが、避難経路の確保などにどのように対応したらいいですか。

答)

豚や鶏は、防疫上の観点から、閉鎖型の畜舎で飼養されることがありますが、畜舎特例法の畜舎については、避難経路の確保や避難口の特定を行うことで畜舎内の安全を確保することとしていることから、下記を満たす必要があります。

- ① 畜舎内から外部へと円滑な避難が可能となる避難口を2以上設ける。
- ② 畜舎内から外部への避難経路に、経路をふさぐような物品を置かない。
- ③ B構造畜舎等にあつては、避難訓練を実施し、訓練の実施に関する記録をし、少なくとも1年間保存する。

問 20 避難訓練や消火訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存するとはどのように行えばいいのですか。

答)

- 1 畜舎等において避難訓練や消火訓練を実施した日時、参加した者の氏名、行った訓練の内容等について、作業日誌等に記録し、当該作業日誌等を少なくとも1年間は保存してください。
- 2 なお、畜舎特例法では訓練の内容に関しては規定していないため、どのような訓練を行うかについては、現場で避難や消火作業に資するものを選択してください。

問 21 従業員がいる場合、B構造畜舎等の利用に際して留意すべき事がありますか。

答)

B構造畜舎等の構造は、建築基準法の基準に基づく構造よりも緩和されたものであり、畜舎内で作業等を行う全ての者がB構造畜舎等であることを認識し、避難訓練等により災害時に直ちに避難することの認識を高める必要があることから、以下について取り組む必要があります。

- ① B構造畜舎等であることを畜舎等の見やすい場所（出入り口等の目の付きやすい場所）に表示する。（特に、外国人の雇用等を行っている場合は、外国の方でも判読可能にするなどの配慮していただくようお願いします。）
- ② 従業員にB構造畜舎等であることの説明を行ってください。
- ③ 避難訓練を実施し、訓練の実施に関する記録をし、少なくとも1年間保存してください。

問 22 畜舎建築利用計画の申請はどのように行えばいいですか。

答)

- 1 畜舎特例法により畜舎等を建築等したい者は、畜舎建築利用計画を作成・申請し、都道府県知事の認定を受ける必要があります。

- 2 具体的には、畜舎特例法施行規則第 64 条の規定に基づき、同規則の様式第 2 号の申請書及び添付が必要となる図書（特例畜舎等以外は技術基準に適合していることに関する資料も含む）を添えて、基本的には都道府県の畜産部局に提出することとなると考えます。
- 3 手続の詳細については、各都道府県で決められることとなりますので、申請を行うに当たっては、都道府県の畜産部局にお尋ねいただくようお願いします。

問 23 既存の畜舎が畜舎特例法の適用を受けることはできますか。また、既存の農場の中に畜舎特例法に基づいて新たに畜舎を建築する場合に気をつけるべき事がありますか。

答)

- 1 既に建築され、現に存在している畜舎等であっても、当該畜舎等に増築、改築、構造に変更を及ぼす行為を行う場合には、畜舎建築利用計画の申請を出し、畜舎特例法の適用を受けることが可能です。
- 2 なお、建築基準法に基づく建築物と畜舎特例法に基づく畜舎等は、同じ敷地に建築等することはできず、仮に畜舎特例法により新たに畜舎等を建築等する場合は、敷地を分割していただく必要があります。その場合、既存の建築物の敷地が減少することで、既存の建築物が建蔽率等の建築基準法の基準を満たさなくなることがないよう、御注意願います。

問 24 工事の完了届出はどのように行えばいいですか。

答)

- 1 畜舎特例法では、完了検査は行わず、完了の届出を行うこととしています。これは
① 畜舎等には動作確認が必要な設備（エレベーター等）が設置されず、
② 畜舎等は、柱や壁など構造が露出しているため、写真等による確認で目視による確認に相当する必要な確認が可能である
ためです。

- 2 工事の完了届については、畜舎特例法施行規則第 75 条に規定されており、
- ① 工事が完了した日から 4 日以内に届出をすること、
 - ② 特例畜舎等以外の畜舎等（床面積 3,000 m²を超える畜舎等）については、工事における各工程の終了時の写真を完了届に添付しなければならないとされています。
- 3 なお、新築の場合は、原則として工事完了の届出をした後でなければ畜舎等を使用できないこととなっています。

問 25 5 年に 1 回の定期報告は何をすればいいのですか。

答)

畜舎特例法施行規則の様式第 17 号により、都道府県の定める日までに都道府県の畜産部局に利用基準の遵守状況等について書面で報告していただくこととなっています。

問 26 畜舎の認定を受けましたが、畜産業をやめる場合はどうすればいいですか。

答)

- 1 畜産業をやめ、認定された畜舎等を利用しなくなる場合は、都道府県に当該畜舎等を利用しなくなる旨を申し出ることにより、畜舎建築利用計画の認定が取り消され、都道府県から取消しに係る通知を受けます。
- 2 その後、認定が取り消された失効畜舎等については、畜舎等としての利用しか認められていないことから、第三者に譲渡するとして都道府県知事から譲渡の認可を受ける等の場合以外は、通知を受けた日から 120 日以内に畜舎等の使用を停止し、畜舎等の中に立ち入ることを禁止する等の措置を行わなければなりません。
- 3 また、当該失効畜舎等の使用停止、立入禁止措置等については、新たに畜舎建築利用計画を作成し認定を受けるか、第三者への譲渡に係る都道府県知事の認可を受けるか、畜舎等が除却・滅失等するまでの間は、引き続き、使用停止、立入禁止措置等続ける必要があります。この間は、認定は取り消されているものの、引き続き認定を受けているものとみなされ、建築基準法ではなく畜舎特例法が適用される

こととなります。

問 27 畜舎特例法に基づく畜舎等の建築について、どこに相談すればよいですか。

答)

畜舎特例法の制度の内容を知りたい場合は、申請先となる都道府県の畜産部局等に相談をしてください。また、具体的な畜舎等の設計について相談したい場合は、設計を行うことができる建築士又は建築士事務所等に相談をしてください。

問 28 畜舎特例法の基準を今後、さらに緩和することはしないのですか。

答)

畜舎特例法の基準等については、今後、緩和の要望等に応じ、見直しが可能かどうか検討してまいります。

問 29 畜産クラスター事業など国の補助事業で畜舎特例法の基準を活用することができますか。

答)

畜舎特例法の認定を受けて建築等される畜舎等は、国の補助事業の対象となります。

問 30 消火器などの消防用設備の設置基準については、緩和されないのですか。

答)

- 1 消火器や屋内消火栓、自動火災報知器などの消防用設備の設置基準は、消防法で規定されていますが、畜舎等については、消防法施行令第 32 条の規定により、管轄の消防本部や消防署の判断により、消防用設備の設置を免除できるとする特例が多くの畜舎等で適用され、消火器のみを畜舎に設置することが基本的な方針となっています。
- 2 一方、消防法施行令第 32 条は、消防本部や消防署が個別に判断して初めて適用されるものであり、地方ごとに判断のばらつきがあるという意見もあったことから、

消防庁において、令和3年5月に「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」を立ち上げ、同年11月に報告書をまとめたところです。

3 具体的には、畜舎等が①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況に関し延焼防止上支障がないこと、を満たす場合には消防用設備等の設置について特例基準を適用することとし、特例基準は以下の通りです。

- 消火設備については、消火器以外のものは原則不要。
- 警報設備、避難設備については、原則不要。
- 消防用水については、平家で高さが16メートル以下の場合は、設置基準を緩和。

4 基準の詳細については、最寄りの消防署等へお尋ねください。